

花と芸術の街あわのワークショップ実施規約

花と芸術の街あわ実行委員会（以下「実行委員会」）が主催する「AWANO 夢咲く ART FESTIVAL」（以下「当イベント」）において、ワークショップを行う個人もしくは団体（以下「実施者」）は、以下に記述する実施規約（以下「本規約」）を必ず確認のうえ申し込みを行うこと。

なお、実行委員会は実施者が申し込みを電子メールにて送信連絡した時点（以下「申込時点」）で本規約に同意したものとみなす。また、本規約は申込時点より発効し、本事業が完了するまで有効とする。

1 実施に関して

- (1) 出店者は、いかなる場合にも本規約を遵守しなければならない。違反する行為・第三者への迷惑行為・公序良俗に反する行為など、実行委員会の指示に従わない行為と実行委員会が判断した場合、即刻実施の取り消し、又は拒否、排除するものとし、実施に係る納入金の返金を行わないものとする。また、この場合、実行委員会及び開催場所は、損害賠償の責は一切負わない。
- (2) 実行委員会は、必要に応じて身分証明書の提示を求める場合がある。
- (3) 実行委員会指定の申込方法に従った申し込みを行うものとする。連絡が取れる電話番号等、送受信可能なメールアドレスを必ずご記載すること。
- (4) 出店に際し必要と考えられる関係機関への各種許可申請等などは各出店者が適宜行うこと。
- (5) 実施者は、実行委員会からの指定方法に従い、参加料を納入すること。
- (6) 出店場所は実行委員会が指定し、出店者はそれに従うものとする。実行委員会は出店者からの場所の指定、苦情、陳情などを一切受け付けないものとする。また当イベント開催日当日（以下「当日」）に実行委員会の判断により出店場所の移動指定された場合も含まれるものとする。
- (7) 実施者紹介、事前・事後アンケート、実施内容、当日の出店の様子をおさめた写真は、実行委員会が運営管理する当イベントのHPやFacebook等のSNSサービス及びパンフレット等印刷物への掲載について承諾するものとする。
- (8) 実施者は、実行委員会が指示する所定方法で申し込みを完了させるものとする。また、実行委員会が発行する出店者証に従事者（出店の手伝いやアルバイトスタッフ全て（以下「従事者」）を含めて当日必ず見えるところに着用するものとする。出店者証はいかなる理由でも出店者及び従事者以外に貸付、転

売、譲渡しないものとする。出店者証を未着用もしくは別人がつけている場合、警告もしくは出店中止となる場合がある。

- (9) 出店者や従事者は、準備期間含め感染症対策等を行うものとする。
- (10) 当日は常時店舗責任者を配置し、不在の場合は必ず代理を立てること。
- (11) 実施するワークショップは、必ず申し込み時に実行委員会へ申請し、許可を得た出店者のみが実施できるものとする。その場合、実施者は著作権及び関連法令の法規定の遵守・参加者の安全に配慮し、監督官庁の指示に従うだけでなく出店者各自が自主責任として事故、苦情等が発生しないように十分注意するものとする。※ 参加者のイベント保険等への加入検討など。
- (12) 申し込み申請したワークショップ内容に変更や追加がある場合は事前に実行委員会に相談すること。
- (13) 実行委員会の判断によりワークショップを規制、停止（承認された内容も含む）することがある。
- (14) 実施者は、準備・当日・搬入・搬出含む出店に関して発生した事故・苦情・費用に対してすべての賠償責任を負うものとする。万が一事故などが発生した場合は、速やかに実行委員会に報告し、出店者自らの責任と費用をもって対応するものとする。
- (15) 実施者は、会場及び施設内を汚したり、傷つけぬよう十分に注意し、当イベント終了時には清掃、ゴミの分別を行い、原状回復をするものとする。会場及び施設内で故意・過失に関わらず破壊・破損行為があった場合、出店者自らの責任と費用をもって対処するものとする。
- (16) 実施者が申込時点から当イベント終了後までの期間中、実行委員会が本規約違反を発見、もしくは第三者からの報告があった場合、実行委員会の判断によって当日の実施を中止できるものとする。その場合に生じた実施に関する損害や返金などを実行委員会は負わないものとする。
- (17) 実施者都合でキャンセルの場合、速やかに実行委員会の窓口宛に実施者から連絡を入れ、それに対して実行委員会から確認の返信があった時点でキャンセルされたものとする。開催日の前10日までのキャンセルは無料、それより以降の場合キャンセル料として売上金の10%の支払いとなる。支払い方法等は実行委員会からの指示に従うものとする。

2 瑕疵責任

- (1) 実行委員会都合により当イベントを中止した場合、実行委員会は出店者に対し当イベント参加に係る納入金を返金するものとする。ただし、準備等実施に際して生じた損害は補償しないものとする。
- (2) 天候や社会情勢などでやむを得ず開催中止の判断となった場合、実行委員会は開催可否をホームページとSNSで前日午後9時頃までに公示するものとする。
- (3) 実行委員会都合により当日に開催時間を短縮した場合、返金しないものとする。また、この場合においても商品の買い取り含め出店に関する損害も補償しないものとする。
- (4) 実行委員会の判断により出店場所の配置換えを行った場合、その決定が開催日前もしくは当日に関わらず、実行委員会は商品の買い取り含め損害の補償請求を一切受けないものとする。
- (5) 地震や台風といった天災、雨天含めた悪天候、周辺での火災、テロ行為、行政機関の指示など不可抗力による中止をした場合、当日であれば返金しないものとする。ただし、いずれの場合においても出店に際して生じた損害は補償しないものとする。

3 禁止事項

- (1) 公序良俗に反する内容の実施、他者の知的財産や著作権を侵害する内容の実施、参加者に危害を加える恐れのある道具を使用した実施、一切を禁止する。
- (2) 紛らわしい参加費表示を行わないこと。
- (3) 来場者や近隣住民、開催地に危険を脅かすような行為は行わないこと。
- (4) 当該イベント会場の美観を損なう行為、風紀を乱す行為は禁止する。
- (5) 拡声器やマイクなどによる宣伝は禁止する。
- (6) 固形物や終了後の清掃含む汚水、制作で使用した大量の排水を禁止する。
- (7) 有償・無償に関わらず第三者へ出店する権利を貸付、転売、譲渡することは禁止する。
- (8) 粗暴卑猥な言動、他者への冒涇をする行為等他の出店者・来場者・近隣住民・実行委員会関係者に迷惑をかける行為を行わないこと。
- (9) 実施者及び従事者が本規約に反した場合、実行委員会の指示に従わなかった場合は、出店取り消し又は出店の拒否、排除するものとする。その場合、いかなる理由においても実行委員会及び当該各イベント会場は損害賠償の責は負わない。

4 暴力団等反社会的勢力排除に関して

実施者は、以下を確認誓約した上で当イベントへ申し込みを行うものとする。

- (1) 実施者及びすべての従事者・出店者の団体・その他団体役員及び関係者（以下「実施関係者一同」）は、暴力団・暴力団員・暴力団関係企業・団体・その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）に属していない者であり、直接的ならびに間接的にも一切関与していない者とし、これを誓約すること。
- (2) 実施関係者一同が①から⑤のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約すること。
 - ① 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用すること。
 - ② 暴力団等反社会的勢力に対して、資金等を提供し又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団等反社会的勢力の維持又は運営に協力し、もしくは関与すること。
 - ③ 暴力団等反社会的勢力であることを知りながら、これを不当に利用すること。
 - ④ 暴力団等反社会的勢力に属する者と同一生計の者であること。
 - ⑤ 暴力団等反社会的勢力または暴力団と社会的に非難されるものと関係がある者であること。
- (3) 出店の申し込み時点や当日に、実行委員会または警察官から出店関係者一同の身分確認提示要求があった場合はこれに従うこと。
- (4) みかじめ料・しょば代・守料等の名目の如何に問わず、暴力団等反社会的勢力または暴力団員が指名したものに金品等の利益は供与しないことを誓約すること。また、実行委員会以外の者から出店に関する金銭の要求を受けた場合は、これに応じず、速やかに実行委員会並びに警察に届け出ること。

※ 本規約は、令和6年7月20日より施行する。